

目 次

はしがき

序 章	本書の目的と研究手法	1
I	過料と「行政罰」	1
II	「行政罰」「秩序罰」は実質を有するか	3
1	研究上の起点の見直し	3
2	「行政罰」の目的	5
III	立法史と学説史の区別	6
1	再考・美濃部達吉の「行政罰」	6
2	外国法研究の影響如何	7
IV	地方自治法制と罰則	9
1	関心と研究の偏り	9
2	憲法学からの問題提起	10
3	再考・田中二郎の過料分類——地方自治法上の過料は「秩序罰」か	11
第 1 章	過料の由来——過料とはいかなるものか	13
I	問題の所在	13
1	美濃部達吉「過料トイフ刑名」	13
2	罰金、科料、過料を区別する意識	14
II	過料の由来	16
1	徳川幕府法上の財産刑としての過料	17
2	明治初期の金銭罰	18
1	多様な金銭罰 (18)	
2	個別法に規定された金銭罰の性質 (20)	
3	刑罰としての科料——違式註違条例へのボワソナード刑法草案の影響	21
III	明治23年商法、明治29年民法、明治32年商法と過料の性質	22
1	明治23年商法における過料の導入	23
2	明治29年民法と穂積陳重の答弁	26

3	小括——明治40年刑法による過料の変質	27
1	刑罰としての側面 (27)	2
	明治40年刑法制定による非刑罰化 (28)	
IV	明治期行政法における過料	29
1	強制罰(執行罰)としての過料の導入	29
2	一般法としての行政執行法	31
3	明治期・大正期の美濃部達吉	33
結	び	35
第2章	明治期行政法と「行政罰」	37
I	明治期行政法の体系化と「行政罰」	37
1	織田萬、穂積八束	37
2	明治33年行政執行法制定の影響	39
1	体系に現れた「行政執行」(40)	明治41年『法律大辞典』(41)
3	佐々木惣一とゴルトシュミット	(43)
II	明治期の美濃部達吉——独創と変遷	45
1	「行政罰」と「秩序罰」の萌芽	45
1	明治期 私立大学講義録	(46)
2	明治42年『日本行政法』	(48)
2	オットー・マイヤーの影響と美濃部の独創	50
結び	再度の改説	51
第3章	「行政罰」と「秩序罰」の形成と定着	55
	——大正期・昭和前期	
I	美濃部達吉——変遷の振幅	55
1	大正期——行政法総論からの一時撤退	55
2	「行政罰」の観念と刑事罰を区別する制度上の形跡	56
3	昭和前期の「行政罰」	58
II	佐々木惣一の「行政罰」	61
1	大正期の「行政罰」	61
1	「警察罰」から「行政罰」へ	(61)
2	警察犯処罰令および違警罪即決例	(62)
3	「行政罰」と立法政策	(64)
2	「行政罰」と刑法総則	65

III 「秩序罰」の定着	67
1 「行政罰」と「秩序罰」、「秩序罰」と過料の関係	67
1 明治期の「秩序罰」(67)	2 犯罪の質的観点と「秩序罰」(69)
2 各論警察法における「秩序罰」	70
3 大正後期・昭和前期の「秩序罰」	72
1 東京学派と京都学派？(72)	2 『法律学辞典』における「秩序罰」(73)
3 「秩序罰」の三分区	(76)
結 び	77

第4章 占領期以降の「行政処罰と行政強制」……………79

I 占領期の「行政罰」	79
1 「警察罰」解体	79
1 「警察罰」としての警察犯処罰令(79)	2 警察法理論の衰退と警察罰(行政罰)(81)
2 田中二郎「過料小論」の意義	83
II 強制と制裁の交錯——昭和24年労働組合法改正	86
1 処罰に対するGHQの考え方	86
2 強制と制裁の要素	88
3 小 括	91
III 「過料」の分類論	93
1 田中二郎の「秩序罰」	93
1 美濃部達吉「秩序罰」三分区の影響(93)	2 田中説の問題点(94)
2 過料分類論の視点	95
1 性質による分類と手続による分類(95)	2 裁判所が科する過料と長の科する過料(96)
結 び	97

第5章 地方自治法制と過料……………99

I GHQの方針と転換	99
1 昭和22年4月17日地方自治法(昭和22年法律第67号)における罰則規定——法14条、法15条、法223条(現行法228条)	99

2	昭和22年12月12日地方自治法（昭和22年法律第169号）第一次改正 ——法14条と刑罰、法15条と過料	101
II	財政罰としての過料	103
1	現行法228条過料の由来	103
1	市制（明治21年法律第1号）91条（町村制 明治21年法律第1号 91条）	（104）
2	明治44年市制町村制改正 市制129条（町村制109条）	（105）
3	大正15年市制町村制改正 市制129条（町村制109条）	（106）
4	昭和15年市制町村制改正 市制129条（町村制109条）	（107）
2	小括 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）223条	107
III	平成11年地方分権改革	108
	——法244条の2第7項削除、法14条3項「過料」挿入	
1	侵害留保原理と法15条2項過料事項の変化	108
2	義務違反の程度の重視——法14条3項「過料」挿入	109
結び	科罰手続における弁明の形骸化	112

第6章 地方自治法15条規則と過料 113

I	規則の法規たる性質	113
1	規則の法規たる性質の論拠と平成11年地方自治法改正	113
2	規則の法規たる性質と地方令廃止の影響	115
1	戦前の地方制度における条例と規則の性質	（115）
2	昭和22年4月17日地方自治法における規則	（117）
3	地方令廃止の影響	（118）
II	二元的立法制と二元代表制？	120
1	1980年代の学説	120
2	自治立法権と法15条、法138条の4第2項	122
III	規則と強制、処罰	124
1	行政代執行法2条「法律（法律の委任に基づく命令、規則及び条例）」の「規則」とは？	124
2	法15条2項罰則制定権	126
1	「府県令の幽霊」と法15条	（126）
2	法15条2項と長の直接公選制	（130）
IV	規則への罰則委任の論拠とは？	132
1	「法令に特別の定めがある」場合と刑罰	132
2	規則に罰則（刑罰）委任することは許されるか？	134

第7章 過料処分と比例原則 139

I 過料処分と裁量権 139

1 財政罰としての過料 139

2 過料処分の選択肢 140

II 過料処分と時効 142

1 当該行為と公訴時効、当該行為と会計法上の時効 144

2 算定の基礎「その徴収を免れた金額」と時効 146

III 過料処分と比例原則 147

1 過料と主観的要件 147

1 発想の相違——行政法学の議論と商法の議論 (147) 2 手続法に見られる区別 (148)

2 比例原則適用の可否 148

1 過料処分と比例原則 (148) 2 法228条と比例原則 (149)

結び 過料処分と適正手続 151

終 章 過料とは何か 153

1 なぜ過料なのか 153

2 法令用語としての過料 155

1 過料の目的 (155) 2 懲戒罰としての過料 (156)

3 再考：最高裁昭和41年12月27日大法廷決定
——過料を科する作用の性質 159

1 論拠の欠如 (160) 2 民法84条過料の性質および過料を用いる目的 (161)

3 「秩序罰」 (163)

おわりに 過料制度の問題点

初出一覧

索引